

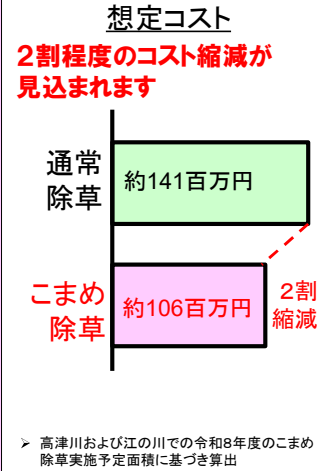
- ◆ 浜田河川国道事務所が管理する、江の川および高津川の一部の区間で『こまめ除草』の試行を行います。
- ◆ 通常、堤防の除草は、出水期前と台風期前の堤防の点検のために、年2回実施しています。
- ◆ 除草コストの縮減を図るため、『こまめ除草』の試行区間では、年3回除草（集草なし）とします。
- ◆ 今後、試行結果を踏まえ、試行区間の拡大や実施時期、頻度を検討していきます。

通常年2回除草



こまめ除草(試行)

- ・実施時期は、概ね、春(4~5月)、夏(6~8月)、秋(9~10月)の年3回を予定しています。
- ・除草のみとし、刈草の集草は行いません。
- ・堤防に悪影響がないか、河川巡視や堤防点検に支障が生じないかなど確認を行います。



こまめ除草実施予定区間(令和8年度)

※実施予定区間は現地状況などにより変更となることがあります。

高津川出張所管内(高津川)

江の川下流出張所管内(江の川)

川本出張所管内(江の川)

